

施術所開設届出書

令和〇年3月5日

(あて先) 八尾市保健所長

施術所の開設者 住所 八尾市△△町5丁目5番5号

氏名 山本 花子

昭和45年4月30日生

下記のとおり施術所を開設しました。

記

1 施術所の名称	やまもと鍼灸院 <b>※開設者の姓を使用しない場合は、別途理由書が必要です。</b>		
2 開設の場所 及び 電話番号	〒 581-1111		
	八尾市△△町1丁目1番1号		
	電話番号	072 (999) 0000	
3 開設年月日	令和〇年3月1日		
4 業務の種類 (当てはまるものに○)	あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゅう		
5 業務に従事する 施術者の氏名 (目が見えない者である場合は、その旨)	山本 花子	田中 一	
	目が見えない者である旨 <input type="checkbox"/>	目が見えない者である旨 <input type="checkbox"/>	
	目が見えない者である旨 <input type="checkbox"/>	目が見えない者である旨 <input type="checkbox"/>	
	目が見えない者である旨 <input type="checkbox"/>	目が見えない者である旨 <input type="checkbox"/>	
6 構造設備の概要	施術室	12.8 m <sup>2</sup>	待合室 7.3 m <sup>2</sup>
	外気開放面積	2.1 m <sup>2</sup>	
	換気設備	有 ・ 無	
7 施術に用いる器具 及び 消毒設備の概要	ベツド	2 台	
	消毒設備の内容	滅菌消毒器、消毒液	
	その他	ディスポ鍼、もぐさ、脱脂綿	

添付書類：1 開設者（法人を除く。）の本人確認書類（運転免許証や健康保険証等。以下同様）及び業務に従事する施術者全  
ての資格免許証及び本人確認書類の写し（届出時に資格免許証及び本人確認書類の原本を窓口を持参のこと）  
2 施術所の平面図 3 周囲の見取図 4 開設者が法人の場合は、全部事項証明書（登記簿謄本）、定款又は寄  
付行為のいずれかの書類（定款及び寄付行為は、法人代表者の原本照合済のもの）

※目が見えない者の欄には、目が見えない者である場合に☑をつけてください。  
おおむね、視覚支援学校、視力障害センター等の卒業生であれば☑をつけてください。  
※健康被害を防ぐため、八尾市情報公開条例に基づき、記載内容の一部を公開する場合があります。

※保健所受付印

業務に従事する施術者の氏名一覧

ふりがな 氏名 生年月日	免許番号			
	あん摩	はり	きゅう	目の見えない者
やまもと はなこ 山本 花子 T (S)・H 45・4・30生	登録年月日 年 月 日 厚労省・都道府県 第 号	登録年月日 H10年6月6日 (厚労省)・都道府県 第121212号	登録年月日 H10年6月6日 (厚労省) 都道府県 第123456号	

■職歴：

勤務等開始年	勤務施術所等の履歴 (例；〇〇鍼灸院勤務)	勤務等開始年	勤務施術所等の履歴 (例；〇〇鍼灸院勤務)
( H10年～)	<input type="checkbox"/> 〇〇鍼灸院勤務	( 年～)	
( R2年～)	やまもと鍼灸院勤務	( 年～)	
( 年～)		( 年～)	

■兼務する施術所の有無 (あり・なし)

兼務する施術所の名称：  
兼務する施術所の所在地：  
兼務する施術所での従事時間：

■罰金以上の刑、業務に関する犯罪または不正の行為 (療養費不正請求等) など免許欠格事項への該当 (あり・なし)

氏名 生年月日	免許番号			
	あん摩	はり	きゅう	目の見えない者
たなか はじめ 田中 一 T (S)・H 62・10・10生	登録年月日 年 月 日 厚労省・都道府県 第 号	登録年月日 H25年5月15日 (厚労省)・都道府県 第252525号	登録年月日 H25年5月15日 (厚労省)・都道府県 第255555号	

■職歴：

勤務等開始年	勤務施術所等の履歴 (例；〇〇鍼灸院勤務)	勤務等開始年	勤務施術所等の履歴 (例；〇〇鍼灸院勤務)
( H25年～)	〇△鍼灸院勤務	( 年～)	
( R2年～)	やまもと鍼灸院勤務	( 年～)	
( 年～)		( 年～)	

■兼務する施術所の有無 (あり・なし)

兼務する施術所の名称：◇◆◇鍼灸院  
兼務する施術所の所在地：八尾市××町3丁目3番3号  
兼務する施術所での従事時間：火・金曜日の9時～12時

■罰金以上の刑、業務に関する犯罪または不正の行為 (療養費不正請求等) など免許欠格事項への該当 (あり・なし)

※目の見えない者の欄には、目の見えない者である場合にレをつけてください。おおむね、視覚支援学校、視力障害センター等の卒業生であればレをつけてください。(※あはき法施行規則第22条)

※業務に従事する施術者全員の分を記載してください。